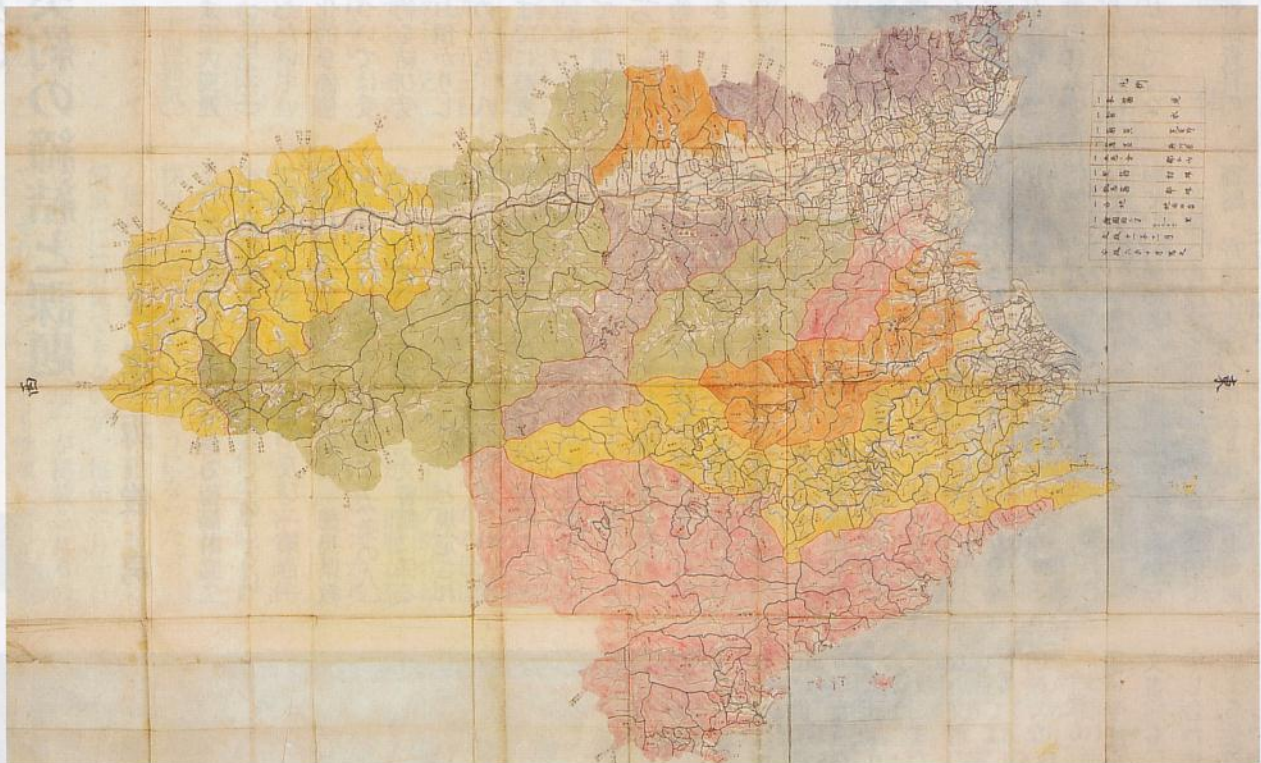


文書館だより

第16号

徳島県立文書館



目次

資料の寄贈及び寄託契約の締結と課題	2
蕁粉を食べ、飢えを凌いだ村びとたち	3
市町村における公文書の保存・管理に関するアンケート調査の結果と公文書保存・管理講座	4
公(行政)文書のゆくえ	5
よみがえる城下町徳島・歴史資料としての写真	6
旧暦の話Ⅱ	7
阿波の歴史を読み解こう・古文書を読む会	7
第26回全史料協全国(大分)大会	8

阿波国絵図

この絵図の凡例によると、文政11年に作成した絵図を安政期に写したものであることが分かる。郡ごとに色を変えたカラフルな国絵図になっている。図の形は現在の徳島県とほぼ同じく精密であり、当時村々を回って行われていた分間図作成の一つの成果であるといえるのではないだろうか。

阿南市 湯浅家所蔵 92×127 (cm)

第21回資料紹介展 「鷹狩りと御旅所」 —小松島市栗本家文書を中心に—

平成13年1月30日～4月22日
江戸時代、軍事訓練として行われていた「鷹狩り」は、藩主が地方へ直接足を運ぶ行事として、庶民生活との関わりも深く、藩主にとっては大きな楽しみでもありました。このとき藩主が訪れる常宿のことを「御旅所(おたびしよ)」といったといわれています。「御旅所」を勤めていたという栗本家に残る記録を中心に、藩主と庶民のつながりを紹介していきます。

第22回資料紹介展 「阿波の絵図パート4 町場の絵図」

平成13年4月24日～8月5日
江戸時代に作られた絵図はカラフルで、美しい絵のようです。徳島や洲本の城下絵図を中心に、当館で所蔵している絵図・地図を紹介します。

第22回企画展「阿波の自由民権運動」

平成13年8月7日～10月28日
明治時代初期、徳島県においてもさまざまな形で自由民権運動の動きがありました。代表的な政治結社であった「自助社」の動きを中心に徳島の自由民権運動に迫ります。

第23回企画展「公文書館の役割」

平成13年10月30日～14年2月3日
徳島県立公文書館が開設されて、10年が過ぎました。過去10年間のその歴史を振り返るとともに、文書館とは何かの理解をすすめる、図書館や博物館、美術館に比し、文書館はどういう役割を担っているのか、また今後どうあるべきなのかを考えてゆく展示にしたいと思っています。

古文書の世界

藁粉を食べ飽えを凌いだ村びとたち

松本 博

天保七・八（一八三六・七）年は全国的に大飢饉で、阿波の国もその例外ではなかった。人びとは木の実、草の根を食べ尽くし、果ては壁土まで食べたという。この「御触帳」の伝えるところは板野郡の村役人の考え出した「藁粉」づくりの方法を美馬郡内に回達した記録である。後段の領主が村びとたちに命じた米麦の「喰い延ばし方」の趣旨とあわせて読むと意味は深い。領主の目論見のゆくえは、さて――。

（東端山 武田家文書）

解説文

御觸帳（天保八丁酉年正月吉日）

一、藁新古二不限壹分程二切り半日程水漬シあく出し／ほいろにかけほし上ひきうす二而式三度ひき／返し粉二仕茶二而給申候得ハ随分被給申候然二／おいてハ茶□御座候内ハ米穀少々御座候者共相助り候事體二心見仕候右之粉御覽ニ付指上候／右之通御国中下々觸聞申度候得とも困窮ノ之私筆番二觸人ノ方便無御座候間乍恐ノ御慈悲之上以上御聞届被為遊御国中ノ御願書御觸廻シ被為仰付被下候得ハ難有ノ仕合奉存候右之段奉願上候以上

板野郡 五人と

新 蔵

右之通藁之粉相廻來候二付御達申候夫々御願達ノ可被成候以上

西口山村庄屋

小野寺 民左衛門

（天保八年）十二月十五日

東口山 半平 東端山

御同役中様

御書附之写

當秋諸国違作二付米麦直段格別高價二而郷分ノ一枚難法之趣ニ相聞候二付御年貢上納筋之義茂ノ御慈悲被加候事二候 就夫當年柄喰物令所持ノ候者共ハ米麦拂底ニ相至不申様心ヲ付喰延又ノ窮民共飯料之貯無者共ハ木之実草之根迄もノ食用ニ相成候品ハ取用令辛抱日々ヲ取繋相暮ノ候様具ニ相聞別而神妙之至ニ候条此上無油断ノ心ヲ用喰延候心得不相慈悲之御趣意ニ不相振ノ様村々役人共より一枚不相洩様相心得させ候様觸達可申候事

読み下し文

御觸帳（天保八丁酉年正月吉日）

一、藁新古に限らず一分程二切り、半日程水漬けしあく出し、ほいろにかけほし上げ、ひきうす二て二三度ひき返し粉二つかまつり、茶にて給べ申し候えバ、随分給べられ申し候。然る二おいてハ、茶、□御座候内ハ米穀少々御座候者共あい助かり候事、體二心見つかまつり候。右の粉御覽ニ付き指上げ候。右の通り御国中下々触れ聞け申し候。右の通り御国中下々触れ聞け申したく候えども、困窮ノ私筆紙ニ触れ人の方便御座なく候間、恐れ乍ら御慈悲の上、以上御聞き届け遊ばしなされ、御国中御願書御觸れ廻シ仰せ付けなされ下され候えバ有難き仕合わせに存じ奉り候。右の段願い上げ奉り候。以上

板野郡 五人と

新 蔵

右の通り藁の粉あい廻し來たり候二付き御願達申し候。それぞれ御願達成らるべく候。以上

西口山村庄屋

（天保八年）十二月十五日

東口山 半平 東端山

御同役中様

御書附之写

當秋諸国違作二付き、米麦直段格別高價ニ而郷分一枚難法之趣ニあい聞え候二付き、御年貢上納筋の義も御慈悲加えられ候事二候。それに就き當年柄喰物所持せしめ候者どもハ米麦拂底ニあい至り申さざる様心ヲ付け喰い延ばし、又窮民ども飯料の貯え無き者どもハ、木の実草の根までも食用にあい成り候品ハ取り用い辛抱せしめ、日々取り繋ぎあい暮らし候様具ニあい聞え、別而神妙の至ニ候条、此の上油断なく心ヲ用い喰い延ばし候心得あい忘れず、御慈悲の御趣意ニあい振れざる様村々役人共より一枚あい洩れざる様あい心得させ候様觸れ達し申す可く候事。

右の通り御當職御下知これ有り候条、村浦役人ども小百姓ニ至る迄御趣意親布申し聞可く候事。

用語解説

藁 稲・麦などの茎を乾かしたものの。植物中に含まれる渋み。一寸の一〇分の一。約三ミリメートル。
ほいろ 製茶などに用いる乾燥炉。
心見 試みること。
方便 目的のために利用する便宜の手段。てだて。
筆紙 文章に書きあらわすこと。庄屋を補佐する立場にある村役人。
五人と 回状などを順次に送達すること。
順達 凶作農作物のみのりの悪いこと。物が乏しくなること。
別而 わけて。ことさらに。
（主任専門員）

資料の寄贈及び 寄託契約の締結と課題

館長 逢坂 俊男

さまざまな事情によりこれまで大変遅れていたのだが、二〇〇一年(平成十三)年一月より、本館にお寄せいただいた古文書資料および歴史的文化的な価値を持つ資料について、寄贈については受託することを開始した。現在お預かりしている古文書総数約十二万点のうち、八一家、七万七千五五点が昨年未までに整理済みとなり、うち約一万二千点については文書館既所有の古文書として公開利用されてきていたが、その他については、各家と正式な受領及び寄託契約がまだ結ばれておらず、公開利用ができていない状況にあり、その早い実施が望まれていたからである。

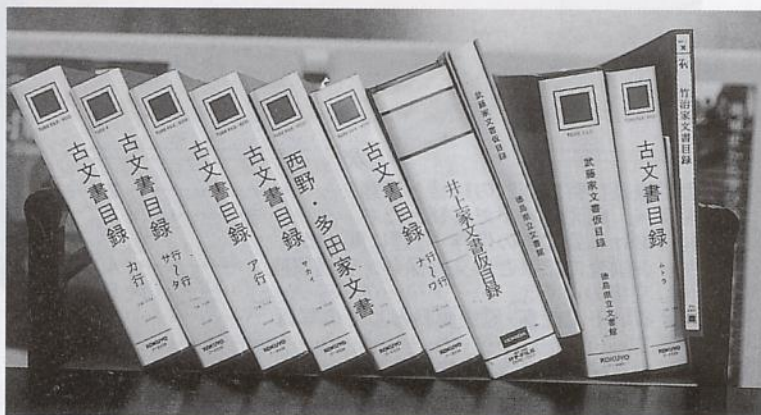
徳島県立文書館の開設後、十年も経ながら、正式な契約等ができていなかったのは、昭和六十二年に「公文書館法」は出来たものの、文書館というものが設置されるようになって日が浅く、法制面でも実務面でも試行錯誤の状況がつづいてきたからであり、徳島県立文書館においても、業務の展開を急ぐあまり、その法制面での整備に十分な注意を払ってこなかったことにもよっている。

現行規則では、徳島県立文書館資料の購入・寄贈・寄託については、その購入者・受領者・受託者は、物品管理権者お

よび物品出納機関の長である徳島県立二十一世紀館長となっている。このことは、「徳島県会計規則第百条」及び「第百一条」に規定されており、別に「徳島県教育委員会行政組織規則第二十六條の八」の二十一世紀館の業務に「文書館に係る予算及び物品に関すること」と規定されている。したがって今回開始された受領・寄託契約も現行条例及び規則のもとで、二十一世紀館長により行われるものである。

このことについては、先にも述べたように、資料の寄贈・寄託を受けるのは二十一世紀館長であるが、実際にその資料の保存、管理を行うのは文書館長となり、矛盾がある。また資料の寄贈・寄託を、その保存管理を行っている文書館長に対して行いたいとする寄贈・寄託者の意志に反し、信頼を失いかねない状況もあった。過去に資料の紛失や古文書への書込み等もあったりして、また同じ誤りを繰り返すことになりはしないかと危惧する寄贈・寄託者の不安の声もある。

それ故、平成十一年度まで文書館について、いわゆる会計規則上の二号庫から二号庫への改定を要請し、文書館長名で寄贈・寄託が受けられるよう、二十一世紀館ともども努力してきたのである。しかしながら、すでに約七万点の古文



▲ 本館収蔵古文書目録

書の整理がすすみ、一刻も早く県民の利用に供することが我々の業務の使命であり、貴重な資料を県民のために寄せられた寄贈者・寄託者に対する義務であると考へ、また寄贈・寄託契約が完了していない文書の故意の亡失・破損等の事故については、現状のままでは責任の所在が明確でないこともあった。

今後、文書館長の権限において、受領・受託をできるようにという要望を、文書館も二十一世紀館も継続することを申し合わせつつ、ここに現行条例・規則による受領、寄託契約を決断、開始したものである。

なお、寄贈及び寄託受入れのための公

文書としては、寄贈については「寄附申立書」、「受領書」および寄付者・二十一世紀館長・文書館長の三者で結ぶ「寄附資料にかかる覚書」を、また寄託については「寄託申請書」および「寄託契約書」とともに、「寄託資料にかかる覚書」を同じく三者で結ぶこととした。それぞれの「覚書」の内容は、寄附資料の受領や寄託資料の契約は二十一世紀館長が行うが、当該寄附及び寄託資料については、受領・受託後は直ちに文書館長に引き渡し、文書館で、十分な注意を払い、適切に管理するものとし、当該受領・受託資料にかかる事務処理については、文書館長の協力を得て、二十一世紀館長が行う、として行っている。この「覚書」を三者で交換し、文書館での実際的な保存管理を確認している。

なお、この「覚書」の内容作成については、生涯学習課の指導を得た。

また「寄託契約書」は寄託者と二十一世紀館長の間で締結されるが、その第一条において、「乙(二十一世紀館長)は、甲(寄託者)が所有する別紙目録に記載された資料(以下「寄託資料」という)の無償貸与を受け、徳島県立文書館において管理する」と規定されており、ここでも実際の管理を文書館としている。

このように、今回、古文書等の資料の受領・受託を開始したが、不合理・矛盾の是正をはかり、文書館長名でこれができ、保存・管理・公開・利用が文書館で一元的にできるよう、今後とも努力してゆきたい。

公(行政)文書のゆくえ

吉成 眞佐人

近年、高度情報化の進展や情報公開に対する県民意識の高まりなど情報公開を取り巻く環境は大きく変化してきている。そこで、住民の知る権利や県がその諸活動の状況を県民に説明する責務が問われる中、平成十二年十二月十八日、「徳島県の情報公開制度の在り方について」という答申が徳島県公文書公開審査会から出されている。

その答申内容を抜粋すると次のようにまとめられる。

一、情報公開条例改正の基本的な考え方
原則公開の方向で進められ、次の四点が示されている。

- ①公開原則の徹底と公開範囲の拡大
- ②プライバシーの保護
- ③利用者の利便性の向上
- ④情報公開の総合的な推進

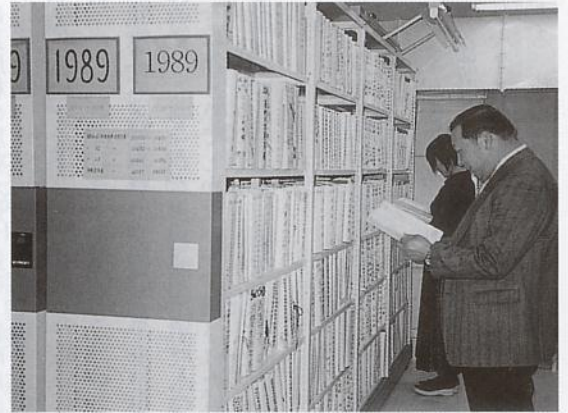
二、情報公開条例改正に係る個別検討事項について

(1)情報公開対象文書

- ①現用文書が公開の対象である。
- ②決裁、供覧等の形式的要件によって対象文書を限定せず、実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものであれば公開の対象に含めるべきである。

これらの答申内容からも、文書の作成管理の重要性が増してくるものと思われる。

ところで、これらの行政文書(公文書等)のライフサイクルを徳島県文書規程



▲ 文書館公文書収蔵庫

(昭和四十一年徳島県訓令第四百十六号)、及び徳島県教育委員会文書規程(昭和四十五年徳島県教育委員会訓令第一号)による文書の取り扱いから見てみると、(知事部局 本庁を例にして)

〈完結文書の引継ぎ〉

- ①主務課長は、完結文書のうち保存期間五年以上の公文書を処理完結後、総務課長に引継ぐ(注1)
- ②総務課長は、主務課長と協議して、保存期間の経過した公文書(非現用文書)を廃棄決定

- ③総務課長は、主務課長は、廃棄決定文書目録の送付
- ④文書館長は、廃棄決定文書目録に基づき歴史的文化的価値を有する文書の選別収集について主務課長と協議する。

- ⑤総務課長は、主務課長は、協議の結果、歴史的文化的価値を有する文書として選別された公文書を文書館長に引き渡す。
- ⑥文書館長は、主務課長に対し、「歴史的文化的価値を有する文書目録」により、三十年経過後における利用制限(公開・非公開)を協議する。
- ⑦文書館長は、文書館収蔵文書のうち、文書完結後三十年を経過した文書について「徳島県立文書館収蔵徳島県公文書簿冊目録・件名目録」を作成し、県民の利用(閲覧等)に供する。

- ⑧文書館長は、文書館収蔵文書のうち、文書完結後三十年を経過した文書について「徳島県立文書館収蔵徳島県公文書簿冊目録・件名目録」を作成し、県民の利用(閲覧等)に供する。
- ⑨文書館長は、文書館収蔵文書のうち、文書完結後三十年を経過した文書について「徳島県立文書館収蔵徳島県公文書簿冊目録・件名目録」を作成し、県民の利用(閲覧等)に供する。

〈選別収集文書の引き渡し〉
⑤総務課長は、協議の結果、歴史的文化的価値を有する文書として選別された公文書を文書館長に引き渡す。

〈利用制限の協議〉

⑥文書館長は、主務課長に対し、「歴史的文化的価値を有する文書目録」により、三十年経過後における利用制限(公開・非公開)を協議する。

⑦文書館長は、文書館収蔵文書のうち、文書完結後三十年を経過した文書について「徳島県立文書館収蔵徳島県公文書簿冊目録・件名目録」を作成し、県民の利用(閲覧等)に供する。

なお、教育委員会事務局にあつては、総務課長を「教育総務課長」に読み替える。

知事部局の出先機関にあつては「②」の事項が省略され、「主務課長又は総務課長」を「所長」に読み替える。

教育委員会の教育機関にあつては「②」の事項が省略され、「主務課長又は総務課長」を「所長」にそれぞれ読み替え、文書の保存・管理を行う。

文書館に収集されなかった廃棄決定文書は、「廃棄文書引継書」により総務課長から管財課長に引き継がれ処分されるか主務課長・教育総務課長又は文書取扱責任者において処分される。

このように、同じ廃棄決定文書であっても、永久保存される文書と廃棄処分される文書に分かれる。処分された文書は二度と戻ってこない。それだけに、私たち職員は、選別作業の重要性を更に認識して進めて行かなければならないと思つている。

情報公開法の制定・施行にともない、各県・市町村においても、法との整合性

をはかるため、情報公開条例の改正や制定に取り組んでいる。このため公文書を中心とする文書資料の保存管理利用機関である本館でも公文書管理・保存講座を平成十二年十月五日・六日の二日間に実施した。三十六名の参加者があり、改めて県や市町村職員の公文書の取り扱いについての関心の高さを認識した。

カリキュラムも更に充実させ、平成十三年度以降も講座を開設しますので、多くの方のご参加をお願いしたい。

しかし、公文書の管理・保存についてはいくつかの課題がある。例えば、

①公文書等のライフサイクルが十分に機能されているといい難い状況である。

後代に伝承する必要があるが、三十年後、五十年後あるいは百年後を考えたとき、貴重な文化遺産となりうる公文書が廃棄処分されていないか、今一度見直して見る必要がないだろうか。

数年にわたり、廃棄決定文書がない課(室・所)も見られることから、前記の文書規程を順守していただければ幸いである。

②現行では、永年保存文書は、原則として、原課で無期間保存となっているが、将来的には、原課保存期間を有期間(三十年間)にし、その後、文書館で保存するシステムを考へてはどうだろうか。現に、永年文書を有期間の取扱いにしている県が増えている。

注1 完結文書の保存期間は、次の種類に区分される。

永年・十年・五年・一年

注2 文書館が扱う公文書は、保存期間満了(五年・十年経過)した非現用文書で、歴史的文化的価値を有する公文書である。

(副館長)

市町村の公文書の保存・管理に関するアンケートと調査と公文書保存・管理講座

金原 祐樹

現在広く叫ばれている行政の情報公開の対象は公文書の情報がほとんどである。また、個人情報(プライバシーに關する)の保護にしても、公文書の廃棄を含めた適切な管理が前提になる。行政の仕事は「文書主義」であり、基本的に文書によって運営されていく。文書管理の適切化は行政機関にとって必須の前提である。

さらに最近では、平成十一年五月に国の「情報公開法」、翌六月には「国立公文書館法」が成立し、「公文書館法」とともに国の公文書の管理に関する法律の整備が現在急速に進みつつある。徳島県においても平成元年三月二十八日に「情報公開条例」が公布されており、近年はさらに国の情報公開法を視野に置いた再整備が行われつつある。



また、平成二年には徳島県立文書館が開館し、平成十一年度からは県作成の公文書の公開を始めて

おり、歴史的な公文書の公開利用体制も整備されようとしている。

こうした前提や動きを受けて、当館では県内五十の市町村自治体に対して公文書等の保存・管理に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて公文書管理・保存講座を開催した。

公文書等の保存・管理に関するアンケート調査では全五十市町村の全てから解答をいただくことができ、その関心の高さに驚かされた。その主な解答は表のとおりである。

このアンケートを受けた公文書管理・保存講座は、十月五日・六日の二日間、県職員および市町村の職員約三十六名の出席者で文書館の講座室を中心に行なわれた。初日午前中は、当館の吉成副館長から文書館における公文書の保存と公開、午後には徳島県総務県民課で文書管理を担当しておられる河野順主査から県の文書管理全般のお話を、同じく情報公開を担当しておられる高田浩主査から情報公開のお話をいただいた。また、文書館という施設について知っていただくため、館内の案内を行った。二日目の午前中には、広島県立文書館主任研究員の安藤福平氏【写真上】をお招きして、広島県を中心とした県外自治体の公文書管理

の現状についてお話を伺い、午後は文書館から市町村アンケート調査の概要報告を行って終了した。

徳島県内の各自治体では、まだまだ、公文書の作成・保存・廃棄を一連の流れにできていない所が多いこと。また、古い公文書を持ちつづけ、保存するのかわ、廃棄するのか、保存するならばどのような方法で行うべきなのかを悩んでいる自治体が少なからずあることを知ることができた。

文書の管理は重要であるという認識はあるものの、文書管理は当然の前提であるということであって見過ごされがちであり、未だに旧態のままであるところでは少なくないのではないかとと思われる。また、行政の仕事の多くは積み重ねによって成り立っており、以前に行われた仕事との矛盾を生み出さないため、かなり古い前例や、データなどが必要になるときがある。その文書やデータを探すためには職員の膨大な労力が払われており、スムーズな行政の運営を強く阻害しているものと思われる。文書の管理を徹底化すれば、前段の情報公開に対する適切な対応のみならず、行政の効率化に大きく貢献するだろう。しかし、文書管理は単に文書担当課や各所属の文書管理者だけの責任ではない。文書を作成し利用する人々全体の意思統一と意識改革が必要になってくる。ファイリングシステムにしてもちよっとした知識と所属内の意思統一があれば、難しいシステムでは



▲市町村の公文書保存状況

ない。

「目の前にある火の粉を振り払うのに精一杯である。」という言葉に耳にすることがある。これは現状にのみ汲々とする行政職員の実態を表している言葉なのであろう。しかし、未来に対する責任・行政の連続性を少しでも考えるなら、文書管理・保存の重要性とその継続を再検討していただきたいものである。

情報公開制度の実施状況について

1. 実施している	6	自治体
2. 今後数年の間に実施する	40	自治体
3. 対応の予定なし	4	自治体
文書の管理がうまく機能しているか。		
1. うまく機能している	3	自治体
2. あまり機能していない	37	自治体
3. どちらともいえない	10	自治体
歴史的公文書の選別・保存を行っているか。		
1. している	8	自治体
2. 実施準備をしている	15	自治体
3. 対応の予定なし	27	自治体

▲表 徳島県50市町村公文書の保存管理に関するアンケート調査結果より

(事務主任)

旧暦の話 II

石原 侑

わが国では、明治五年十二月二日まで、「天保暦」と呼ばれる暦が使われていた。それを現在「旧暦」と言っているが、「天保暦」そのものではなく、「天保暦」の暦法をまねて計算された正体不明の暦である。違いは、

1 「天保暦」は京都における地方真太陽時を使っていたが、中央標準時（東経一三五度における地方平均太陽時）を使って計算する。

2 天体の運行の推算も今日の定数にもとづいて計算する。

この旧暦の基本は、
(1) 月の動きをもとにした「太陰暦」である。

各月は新月の日から始まる。新月から次の新月の前日までをひと月とする。このひと月、正しく言えば「朔望月」は平均二九・五三日だから、三十日の月（大の月）と二十九日の月（小の月）ができ、その順序は交互でなく規則性はない。

(2) 暦（月の動き）と季節（太陽の動き）が食い合わないように、各月を太陽の位置によって決めた「太陰太陽暦」である。地球上の太陽の位置を十五度ごとに分けた「二十四節気」のうち、どの中気を含むかによってその月の名前を決める。

(3) 中気から次の中気までは平均三十・四四日だから、三十二年か、三十三月に一回中気を含まない月ができる。この月は「閏月」として前の

月を繰り返す。これを暦の骨組みとして、「暦注」をつける。と暦になる。

「暦注」には、a節気と雑節 b年中行事や祭り・祝日など、c天文現象（月令、日食・月食の日、陽の出入りの時刻）や潮の干満の時刻など、d七曜（曜日）、e六曜、f九星（九曜）、g干支（旧暦では各月の日数が決まっていないから日数の計算に六十進法の順序記号がいつた）、hその他、十二直、二十八宿、納音ナツチン、八將軍など、いろいろある。「暦注」の中には、暦の本質とは関係のないものがあり、確かな規則や根拠がわからないものが多い。

最もよく知られている「六曜」は、旧暦の各月の一月・七月が先勝、二月・八月が友引、三月・九月は先負、四月・十月は仏滅、五月・十一月は大安、六月・十二月は赤口から始まるという簡単な規則で、旧暦の月の数と日の数を加えて六で割、余りが0の日が「大安」、一の日は「赤口」、二の日は「先勝」、三の日は「友引」、四の日は「先負」、五の日は「仏滅」というのである。旧暦の時代は簡単すぎて意味がなかったが、旧暦が忘れられるようになった明治の中ごろから普及してきた迷信である。

同じように「七曜（曜日）」も平安時代から暦に書かれていたが何の意味もなく、明治になって官庁や学校が週休制を採用したので使われるようになった。暦の元になる太陽や月の動きの数値は簡単に計算できないが、毎年二月一日の「官報」に「暦要項」が掲載されるので、それを使えば誰でも簡単に暦を作ることができる。

(徳島科学史研究会員)

阿波の歴史を 読み解こう

— 古文書を読む会 —

本館の活動の中に「古文書講座」の開催があります。この「古文書講座」には毎年多くの方々に参加していただいておりますが、講座の終了後もさらに古文書に興味を持たれた方々約九十名によって「徳島の古文書を読む会」という集まりが作られています。

「徳島の古文書を読む会」は、現在およそ九十名の会員があり、六つの組に別れて月に一、二回例会を開いて古文書の輪読をしています。各組はそれぞれテキストとして「蜂須賀家文書」を中心に使っていますが、その内容はそれぞれ異なり、古文書読解の進め方も様々です。



使用しているテキストを掲げると、現在開催している展示との関連もあって、一組と六組では「鷹場」関係文書を使用しており、二組では、江戸時代中頃の徳島藩内の各郡のようすを記した「郡方記録」を扱っています。また、三組と四組では、「重喜在国日記」・「重喜在府日記」を読んでいます。この日記は、阿波藩第十代藩主蜂須賀重喜の藩主就任直後の宝暦五年（一七五五）から十年にかけての記録で、在国・阿波と在府・江戸との二つが対になっています。内容は、家臣の役職任免や儀礼の手順などが、日ごとに記されています。五組では、「森家文書」の中から、寛政元年（一七八九）に幕府から派遣された巡見使一行への対応についての記録を読んでいます。

このような文書を読み進めていくことによって、江戸時代の阿波国の政治の流れや農民や町民など庶民の生活を垣間見ることが出来ます。また、文章の中にその地域独特の方言や用語が出てきたり、文字も記録者によって大きさをくずしに違いがあり、読みやすい文章もあれば、難読な文章もあり、それぞれ個性的で頭を悩ませることもあります。意見を出し合い、相談しながら楽しく古文書にむかっています。

また解説した古文書について、文書館の「史料集二」に収録するための校訂作業、六組合同学習会・歴史探訪の実施といった、会全体での活動もあります。これらの活動とともに、より多くの方々に古文書に興味を持っていただき、歴史をともに楽しんでいただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

(文化推進員 日野善雄)

よみがえる

城下町徳島

— 歴史資料としての写真 —

立石恵嗣

二十世紀は映像の時代であった。特に十九世紀末に発明された写真は、二十世紀に急速に発達・普及し、一般の人々の間に定着して膨大な写真が残された。「百聞は一見にしかず」、写真の持つ視覚的な情報は、文字資料とは異なる独自の史料の価値を持っている。

写真を歴史資料としてあつかった本格的な文献として『徳島県歴史写真集』（一九六八年）がある。郷土史家岩村武

▼ 旧県庁前 中州のにぎわい



勇氏の労作で、徳島県に関する不可欠な歴史写真集であり史料価値は高い。近年、世紀末を迎えたことを契機に、マスコミによる特別企画や歴史写真展の開催、写真集『徳島の100年』（全四巻）の刊行など、全県的・全国的に新たな写真資料の発掘作業が行われ、写真や映像資料に対する再評価が行われている。

文書館では、写真を重要な歴史資料と位置づけ、徳島県に関する写真資料の収集・保存と活用につとめているが、ここではその一例を紹介する。

さて、戦前の徳島市は藩政期から明治期にかけて藍で栄えた阿波藩の城下町として全国でも有数規模の地方都市であった。

モラエスや瀬戸内寂聴など徳島ゆかりの文学者たちが描き出す戦前の徳島は、山口の萩、秋田の角館、長野の馬籠・妻籠などと比しても劣らぬ一種独特の風情をもった街であったという。眉山の下には瓦屋根の屋敷が建ち並び、新町川には帆掛け舟や川船が運航して、両岸の藍倉の白壁が川面に姿を映す水の都であった。

第二次世界大戦の空襲で過半を焼失したため、城下町の風情は失われてしまい今は語り草でしかないが、残された写真から当時の雰囲気を読みとることが出来る。

①『東宮行啓記念写真帳』は、明治四十一年大正天皇が皇太子の時代に徳島を訪問した記念に作成された写真集。徳島県内各地の名所旧跡や風景・建物などが八十八点掲載された「写真版名所図会」である。特に眉山山頂から撮影された徳島

▼ 藍倉の並ぶ新町川



の市街のパノラマ写真は、新町川両岸の白壁の藍蔵の連なりや城山を中心とした瓦屋根のたちこめた城下町の面影を見事に伝えている。

②久米惣七収集・撮影写真

天狗久米など阿波の人形師や人形芝居の研究で著名な久米惣七氏は徳島新聞の写真部長として写真にも造詣が深く、歴史写真や数多くのガラス乾板を残した。帆掛け舟や巡航船が浮かび、藍倉の並ぶ新町川や新町橋、眉山大滝山の三重塔、中洲の波止場、盆踊り・義太夫・箱回しなど風情ある徳島の風景が多彩に写し出されている。【掲載写真】

③木津家文書写真

建築技師であった木津市太郎氏が、仕事上の必要から収集した六切りサイズのオリジナルプリントで、「建設中の千秋

閣」（明治四十年頃）、「徳島地方裁判所」（明治末期）、「徳島駅陸橋」（大正四年）など、明治末期から大正期の徳島市内の建築写真三十七点。千秋閣の棟上げ式の時のものと思われる写真には約100名近くの工事関係者が写されており、一人一人の目鼻立ちや口ひげまで鮮明に描写されている。

④長江義撮影写真

昭和初期に徳島女子師範附属小学校教師であった長江義氏が残したガラス乾板約300枚。昭和初期の学校生活や徳島の各地の生活や風景を記録している。キヤビネサイズのガラス乾板を全紙大に印刷プリントしたが、確かな写真技術によるその精密さ・緻密さには驚かされる。

⑤「徳島の復興」写真綴

徳島市は昭和二十年七月の空襲で大被害を受けた。懸命の戦災復興が一段落した昭和三十年頃に徳島県戦災復興都市計画事務所が作成した写真帳である。焼け跡から立ち上がって行く徳島の姿が映し出されており、現在の写真と対比すると徳島という地域が鮮明に浮かび上がる。

このように鮮明に写された写真は、時代の直接的な記録としてあたかもタイムマシンで時代をスリップしたようにその時代を鮮明に再現してくれる。

ただ、初期の写真はガラス乾板が多く、割れやすい上に重くて保存しにくい。土蔵などに埋もれていることが多い。しかし、状態の良いものであれば印刷すると驚くほど鮮明であざやかに浮かび上がる。徳島の過去を浮かび上がらせる歴史の証言者として貴重な意義を持っているのである。

（主査兼古文書係長）

文書館のあゆみ (平成12年7月～12月)

- 7月1日 古文書講座(第4回)
- 7日 第4回北海道移住展企画委員会
- 11日 教育委員会事務局職員等同和問題研修会
- 13日 古文書保存講座(～14日)
- 15日 古文書講座(第5回)
- 18日 文化の森新任職員同和問題研修会
- 25日 文化の森管理職同和問題研修会
- 29日 古文書講座(第6回・宮本和宏先生)
- 8月5日 文書館開館十周年記念特別展「北海道開拓と徳島の人びと」開始(～20日、10月29日)
- 6日 歴史講演会「庚午事変その後―北海道での稲田家臣団」(山田一孝先生)
- 10日 第1回文書館協議会/文書館開館十周年記念祝賀会
- 12日 古文書講座(第7回)
- 13日 歴史講演会「徳島藍作農民の北地跋涉」(平井正午先生)
- 22日 平成12年度教員初任者研修講座
- 26日 古文書講座(第8回)
- 9月4日 史料管理学研修会(～22日 国文学研究資料館史料館)
- 7日 第2回全史料協役員会(群馬県立文書館)
- 9日 古文書講座(第9回・松下師一先生)
- 19日 教育委員会事務局職員等同和問題研修会
- 23日 古文書講座(第10回・大石雅章先生)
- 27日 平成12年度公文書館専門職員養成講座(講師・立石圭查)
- 10月5日 公文書管理保存講座(～6日)
- 7日 古文書講座(第11回)
- 20日 文化の森十周年記念共催展「世紀末博覧会」開始(～11月26日)
- 21日 古文書講座(第12回・高橋啓先生、閉講式)
- 24日 廃棄公文書収集(総務県民課)
- 26日 館内同和問題研修会(第2回)
- 28日 歴史講座(開講式・第1回 岡本和之先生)
- 31日 全史料協全国(大分)大会(～11月2日)
- 11月13日 第21回企画展「ある教師の写した徳島」開始(～13年1月28日)
- 18日 平成12年度地方公文書館等職員研修会(国立公文書館)
- 12月7日 歴史講座(第2回・福田憲熙先生)
- 9日 中国四国地区文書館等職員連絡会(～8日 高松市)
- 14日 歴史講座(第3回 竹内絨子先生)
- 22日 生涯学習課と部落解放同盟徳島県連との交渉
- 26日 行政資料等収集(県庁各課)
- 10月26日 館内同和問題研修会(第3回)

第26回 全史料協全国(大分)大会



第二十六回全国史料保存利用機関連絡協議会全国大会が、平成十二年十月三十一日から十一月二日までの三日間にわたって大分県で開催された。

大会初日は午前・午後ともに研修会が開催され、私は金澤勇二氏による「文書館資料のマイクログ化とデジタル化」、青木睦・木川りか両氏による「二〇〇五年臭化メチル全廃問題と害虫対策」という二本の報告を受講した。どちらも資料保存のあり方について、資料保存機関がこれから進むべき方向性を提起する意義深いものであった。特に金澤氏の報告は、「活用への保存」という視点から、現在のデジタル化の波に対する多くの示唆に富んでいたように思う。

二日目には「記録史料所在調査事業」と地域史料の保存・活用」と題した平井義人氏の報告による大会テーマ研究会・第二分科会に参加した。大分県の事例の検討から地域史料、特に

古文書講座開講

徳島は、はじめ、文書集をもちまして是非をお知らせいたします。文書集をもちまして是非をお知らせいたします。文書集をもちまして是非をお知らせいたします。

開講：隔週土曜日 全12回 (初回5月12日)
 応募期間：3月1日より4月下旬
 募集人員：45名

*応募者多数の場合抽選となります。詳しくは徳島県立文書館古文書係までご連絡下さい。(電話088-668-3700)

民間所蔵史料の保存・利用には、所蔵者・行政間の連携とともに、史料保存機関と図書館・博物館および他の行政諸機関とのネットワーク形成などの課題克服が必要であること、を再認識するものであった。この点については史料散逸の問題と関連して、今後益々大きな課題となると思われる。とくに、地域史料の保存調査を実施されていることについては徳島県でも過去県立図書館で行われて四十年余を経過しており再度悉皆調査が必要であると感じた。

今大会に参加して得たものは多い。これを生かして日常の業務に携わっていきたい。

(文化推進員 外園英彦)

文書館だより 第16号

平成十三年二月二十日発行
 編集兼発行 徳島県立文書館
 〒七七〇一八〇七〇

印刷 徳島市八万町向寺山
 文化の森総合公園内
 TEL(〇八八)六六八・三三〇〇
 徳島県印刷企業組合